

諫早湾干拓事業と「有明海異変」の概要

有明海漁民・市民ネットワーク

◆諫早湾干拓の概要

- ・「優良農地の造成」と「防災機能の強化」を目的として、諫早湾奥部の干潟・浅海域、3,550haを全長7kmの潮受堤防で閉めきり、干陸化して、農地・関連施設と調整池を造成する。

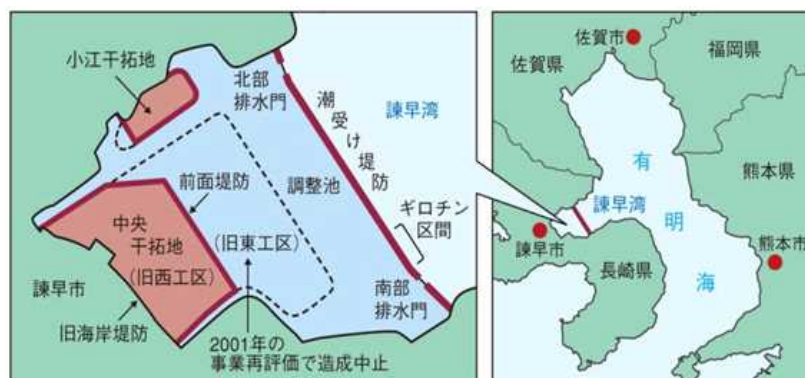
干陸面積 942ha (農地 816ha)

調整池面積 2,600ha

総事業費 約 2,500 億円

(当初計画では 1,350 億円だった)

着工 1989年、営農開始 2008年4月



◆環境への影響と「有明海異変」

- ・潮受堤防の建設により、本明川河口部を含む諫早湾奥部の干潟・浅海域が失われた。
 - ⇒ 魚介類の産卵・生育、渡り鳥の休息・繁殖、水質浄化等、干潟の多面的な機能が消失した。淡水化した調整池は、農水省が定めた COD、TP、TN の水質目標値を大幅に上回り、有毒のアオコも発生している。
- ・諫早湾の閉め切りにより、有明海奥部の潮流・潮汐が変化し、海水の循環・混合が弱まった。
 - ⇒ 有明海奥部が成層化しやすくなり、赤潮の頻発、底層の貧酸素化がすすんだ。
 - ⇒ 魚介類の激減、ノリ養殖の不漁・不安定化等、「有明海異変」と呼ばれる深刻な漁業被害を招いた。

◆経過

- 1986年10月 諫早湾干拓事業着手
- 1989年 潮受堤防工事着工
- 1997年4月 潮受堤防閉め切り → 諫早湾干拓問題が全国的な注目を集める
- 2000年12月 諫早湾から有明海の広域にわたる赤潮の大発生により、ノリの色落ちが深刻化
- 2001年1月 漁業者の大規模な抗議行動、農水大臣が「水門開放」に言及
- 3月 ノリ第三者委員会発足、工事中断
- 8月 農水省の「時のアセス」委員会が「事業見直し」を答申、農水大臣も事業見直しを表明
- 10月 農水省が見直し案（規模縮小のみ）を表明
- 12月 ノリ第三者委員会が「短期・中期・長期にわたる開門調査」を提言
- 2002年4月 短期開門調査の実施
- 2003年2月 「有明海・八代海総合調査評価委員会」発足
- 4月 漁業者が国の公害等調整委員会に公害調停を申請
- 2004年5月 農水大臣が、中長期開門調査の見送りを正式表明
- 8月 佐賀地裁が「諫干工事差し止め」の仮処分決定
- 2005年5月 福岡高裁が「諫干工事差し止め」仮処分決定を覆す
- 8月 公害等調整委員会が原因裁定の訴えを棄却
- 9月 最高裁が「諫干工事差し止め」仮処分についての控訴を棄却
- 2006年7月 農水省の「時のアセス」委員会が事業継続を容認
- 2008年3月 工事完了、4月から営農開始
- 2008年6月 佐賀地裁が「5年にわたる開門」を命じる判決、農水省は福岡高裁に控訴（開門のアセスは行う）
- 2009年4月 農水省が、開門調査に関する「環境アセス方法書素案(骨子)」の説明会を開催
- 2010年12月 福岡高裁が「5年にわたる常時開門(3年猶予)」を命じ、国が上告せず、国の開門義務が確定
- 2011年4月 長崎県の農業者などが開門差止を求めて長崎地裁に提訴
- 2014年1月 国が開門の期限を過ぎても開門しないため、原告漁業者が間接強制の申し立て
- 2015年1月 漁業者と農業者が、それぞれ開門と開門禁止で求めた間接強制が、最高裁でいずれも確定
- 2016年1月～長崎地裁で開門差止訴訟の和解協議、農水省は開門しない和解案を提示（2017年3月に決裂）
- 2017年4月 長崎地裁の開門差止訴訟で被告の国が敗訴、国側は控訴せず
- 2018年1月 諫早湾の新干拓地入植者が開門を求めて提訴
- 2018年7月 福岡高裁が、国が求めた請求異議の申し立てを認め、漁業者の強制執行を認めない判決
- 2019年6月 最高裁、請求異議上告審で弁論期日の指定、一方、開門禁止訴訟等2件では漁業者敗訴判決
- 2019年7月 最高裁、請求異議上告審で口頭弁論
- 2019年9月 最高裁が2018年7月の福岡高裁判決を破棄、同高裁に差し戻し